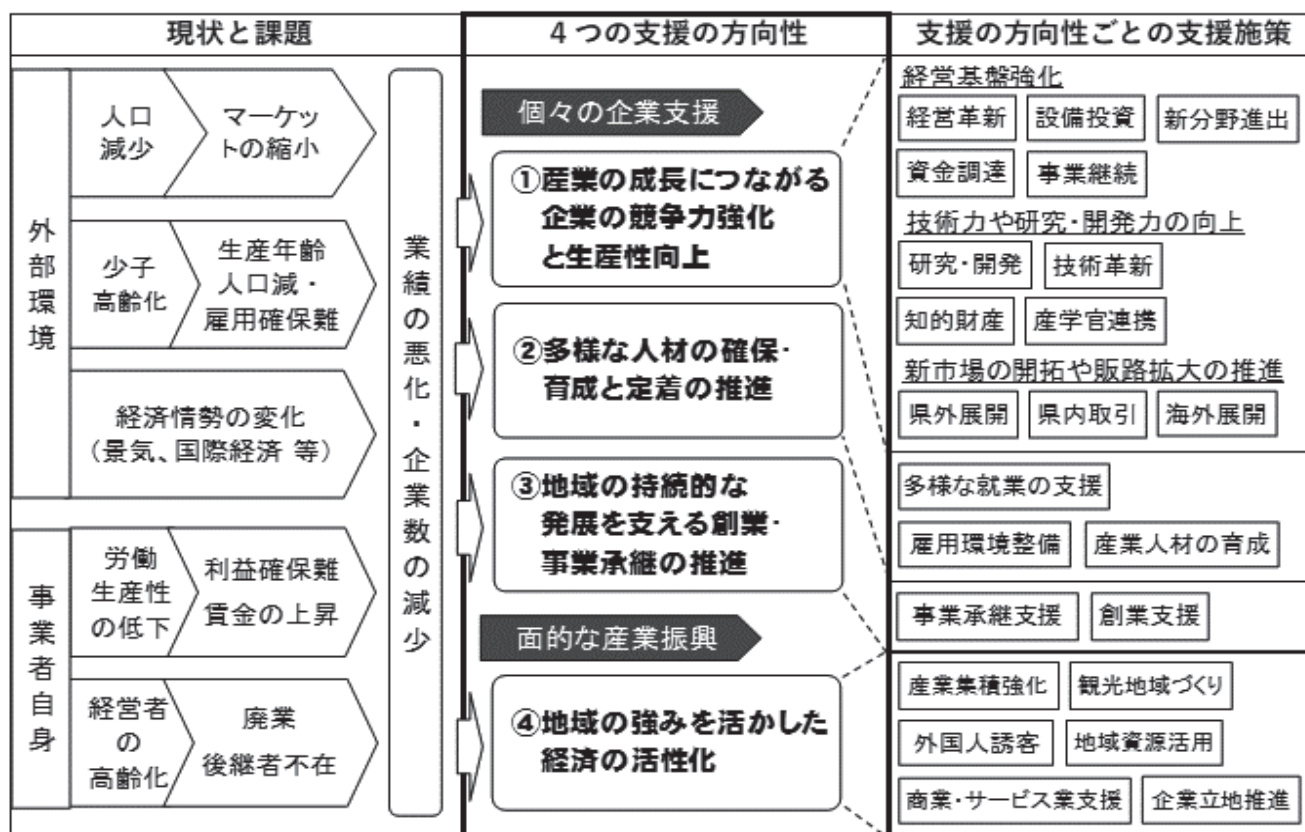


VI 關 係 資 料

島根県中小企業・小規模企業振興基本計画(令和2年度～6年度)の概要

- 県内の中小企業は、全企業数の99.9%、従業員数の92.5%(平成28年経済センサス)を占め、県内の経済と雇用の中心的な担い手であるとともに、地域社会を支え、県民生活の向上に貢献している重要な存在
- 平成27年12月に制定された島根県中小企業・小規模企業振興条例に基づき、中小企業・小規模企業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため本計画を策定
- 県では、中小企業・小規模企業を取り巻く環境を踏まえ、次の4つの支援の方向性のもと、企業の自律的な経営の確立と持続・成長・発展に向けた支援を展開

1. 島根県中小企業・小規模企業振興基本計画のイメージ図



☆支援する上での配慮事項

- ・ 小規模企業者への対応
- ・ 官公需の対応
- ・ 中山間地域・離島地域への対応

各施策は、条例第11条に掲げられた13の基本方針に整合

2. 特に力を入れる支援のポイント(令和2年度～)

近年の中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、年々目まぐるしく変化するため、当計画では、短期(1～2年程度)での支援のポイントを設定し、その時々合った中小企業の課題に柔軟に対応

①生産性向上に向けた支援	②人手不足への対応支援	③事業承継の支援
新商品開発による事業拡大や設備投資による業務改善などの取組を、経営・技術・販路・人材育成の総合的な支援施策により支援	若者の県内就職や、女性、高齢者、障がい者、外国人など多様な人材の就業・活躍、職場環境の改善による定着等を促進	経営者に対する啓発から、案件の掘り起こし、後継者の確保、事業承継計画の策定、フォローアップまで、円滑な事業承継を支援

島根県未来投資促進基本計画の概要

島根県未来投資促進基本計画は、未来投資促進法（「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成19年法律第40号））に基づき、本県の特長・強みである「機械金属関連産業」、「電気・電子関連産業」、「食品関連産業」、「木材・住宅関連産業」、「繊維・医療関連製造業等」、「情報関連産業」、「ヘルスケア関連産業」、「観光関連産業」において成長性の高い新産業への参入や生産性の向上による付加価値の創出を促し、地域経済への波及効果をもたらす取り組みを支援するため、県、関係市町村、学術機関、経済団体、産業支援機関が一体となって推進していくための基本的な方向や方策を示したもの。同法に基づき県内市町村と連名で次の2つの基本計画を策定し、平成29年9月29日に国の同意を受けた。

島根県未来投資促進基本計画（成長ものづくり、第4次産業革命、ヘルスケア）概要

計画のポイント

島根県には、高い機械金属加工技術等を伴った製造業が集積しており、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに生産性改革を進め、質の高い雇用の創出を行う。また、それらが小売・サービス等他の産業に高い経済的波及効果をもたらすよう地域内における好循環の形成を目指す。

促進区域

島根県全域（島根県松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）

経済的効果の目標

1件当たりの平均0.8億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を計画期間に25件創出し、これらの事業が促進区域で1.3倍の波及効果を与え、促進区域で26億円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること（①～⑦のいずれか）】

- ①島根県の機械金属関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②島根県の電気・電子関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③島根県の食品関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ④島根県の木材・住宅関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑤島根県のパルプ、繊維、医療関連製造業等の固有技術を活用した成長ものづくり分野
- ⑥島根県の情報関連産業の集積を活用した第4次産業革命分野
- ⑦島根県の高齢者や従業者の健康に関する情報を活用したヘルスケア分野

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：3,029万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 売上げ：5%増加
- 取引額：5%増加
- 雇用者数：4%もしくは5人増加
- 雇用者給与等支給額：13%もしくは15百万円増加

制度・事業環境の整備

- ・不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設
- ・情報処理の促進のための環境の整備、事業者からの事業環境整備の提案への対応等

地域経済牽引支援機関

（公財）しまね産業振興財団、島根大学、島根県立大学、松江工業高等専門学校

計画期間

計画同意の日から令和4年度末日まで

島根県未来投資促進基本計画（観光）概要

計画のポイント

観光客のニーズに対応した新しいサービスの創出や、施設・設備の新設やリニューアルを促進することにより、当該事業所の売上額と従業員給与など付加価値額の増加だけでなく、地域全体への観光客の増加などによる幅広い産業への経済波及効果により継続的な地域内経済の好循環を目指す。

促進区域

島根県全域（島根県松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）

経済的効果の目標

1件当たりの平均3,029万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を計画期間に11件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.5倍の波及効果を与え、促進区域で5億円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること（①～③のいずれか）】

- ①島根の古き良き歴史・文化、豊かな自然などの観光資源を活用した観光
- ②世界ジオパークなど魅力ある隠岐諸島の観光資源を活用した観光
- ③「緑の道～山陰～」の形成に向けた日本の原風景や自然体験などの観光資源を活用したインバウンド

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：3,029万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 売上げ：3%増加
- 付加価値額：9%増加

制度・事業環境の整備

- ・不動産取得税、固定資産税（島根県）の減免措置の創設
- ・オープンデータの公開・活用の推進、島根県庁商工労働部内の相談窓口設置

地域経済牽引支援機関

公益財団法人しまね産業振興財団、公益社団法人島根県観光連盟、山陰インバウンド機構、島根大学、島根県立大学、松江高専

計画期間

計画同意の日から令和4年度末日まで